

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 10 日

各都道府県婦人保護施策主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

新型コロナウイルス感染症への対応におけるDV被害者等への支援に係る  
留意事項について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等」に基づき取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化や、家庭関係の破綻や生活困窮等により住居を失った又は失う恐れのある女性が居場所の確保に窮することとなることが懸念されます。

こうした中、今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、緊急事態宣言が行われるとともに、本日、別添のとおり、橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）より、新型コロナウイルス問題に伴うDV等への対応に関するメッセージとして、「DVを含め女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても、決して許されるものではありません。また、被害にあわれた方が、相談し、支援や保護を受けられることが必要です。」と述べられました。

これらを踏まえ、十分な感染防止対策を前提として、DV被害者や当該被害者が同伴する児童、さらには、様々な事情を背景に居場所の確保が必要となる女性への支援を適切に実施するため、下記の内容に留意されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を含む。）への周知をお願いいたします。

## 記

1. DV被害者からの電話や面談等による相談や、DV被害者が家庭から避難し、婦人相談所一時保護所や民間シェルター等の一時保護委託契約施設において保護を実施する場合に必要な新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等によりお示ししてきたところです。

当該事務連絡を踏まえた感染防止対策を引き続き十分に行っていただくとともに、児童相談所等の関係機関等とも必要な連携を図りながら、DV被害者への相談対応から保護に至るまでの支援を継続的かつ迅速に実施されますようお願いいたします。

2. 一時保護の期間については、「婦人相談所ガイドライン」（平成26年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）により、婦人相談所一時保護所の退所に向けた支援において、「今後の自立のメドが立たないうちに、二週間経過したのですぐに退所を促すというようなことがあってはならない。他方で、二週間経っても自立のメドの立ちそうもない利用者はそもそも一時保護しないというような運用も行ってはならない。一時保護の期間は利用者によって異なるので、弾力的に取り扱うよう配慮すること。」と規定していますが、必ずしも当該対応が徹底されていない懸念も寄せられていることから、支援対象者の個々の事情に応じて柔軟に対応されるようお願いいたします。

3. 婦人相談所においては、DV被害者の他、家庭関係の破綻や生活困窮、性暴力被害など、様々な事情を背景に住居を失った又は失う恐れのある女性等からの相談についても対応していることから、本人の意思や希望を踏まえるとともに、関連する他制度の所管課や、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体等との調整を図った上で、必要な支援を適切に提供するようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、平素から婦人保護施策主管課と、関係の他制度所管課との間で連携を図るとともに、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体等に対しては、婦人保護施策関係の情報はもとより、関連する他制度の情報についても提供していただき、総合的な検討の下、支援対象者にとって安全・安心な居場所の確保が迅速に図られるよう、連携関係の構築をお願いいたします。

なお、相談者への支援方針を検討した結果、生活困窮者自立支援法に基づく支援が適当と判断される場合には、自立相談支援機関へつないでいただくとともに、同法に基づく一時生活支援事業（※）の活用等により居場所の確保を図るなど、適切な対応をお願いいたします。

また、自立相談支援機関につないだ相談者において、状況の変化等により、婦人保護事業の枠組みによる支援が適当と判断される場合もあるため、関係課及び関係機関の間で適切に連携を図った上で、支援を進めていただきますようお願いいたします。

※一時生活支援事業：福祉事務所設置自治体が、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3か月間（最大で6か月間）に限り、宿泊場所の提供や衣食の供与等を実施するもの。

4. DV被害者が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、民間シェルター等の一時保護委託契約施設に直接来所し、一時保護を求める場合に必要となる対応については、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」（平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によりお示ししているところであり、本年4月3日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室及び当室連名事務連絡において、改めて当該対応の徹底についてお願いしたところです。

被害者の負担の軽減を図りつつ、迅速な一時保護委託契約施設における一時保護の開始に向けて、当該通知の枠組みを活用した対応を重ねてお願いいたします。

## 【別添1】

### 新型コロナウイルス問題に伴うDV等への対応に関する 橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージ

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されております。

今月5日にアントニオ・グテーレス国連事務総長が発出したメッセージにおいても、DVの世界規模での急増について警鐘を鳴らしています。

DVを含め女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても、決して許されるものではありません。また、被害にあわれた方が、相談し、支援や保護を受けられることが必要です。

内閣府と厚生労働省は、今月3日、地方公共団体に対して、DVの相談対応から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応を依頼しました。

また、DVに悩んでいる方が最寄りの配偶者暴力相談支援センターに相談できるよう、全国共通の相談ナビダイヤルを設けています。

電話番号は、0570-0-55210です。

夫婦の間で「暴力を振るわれている」「辛い」と感じたら、まずは、こちらに相談してください。

また、緊急の場合には、ためらわずに110番通報をしてください。

緊急に身の安全の確保が必要な場合には、全国の婦人相談所一時保護所等において、適切に保護を行う体制を整えていますので、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

さらに、今後のDVの深刻化に備えて相談窓口を拡充することを、4月7日に閣議決定した「緊急経済対策」に盛り込みました。

深夜・休日にも対応できる相談窓口の設置を行うとともに、家庭内で電話をしづらい環境にいる方も相談できるよう、SNSやメールによる相談を速やかに実施し、被害者支援体制の拡充を行ってまいります。また、新たな相談窓口についても、周知を図ります。

配偶者等からの暴力（DV）で不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。また、周りで被害に困っている方がいる場合には、是非、この情報を共有していただき、一人でも多くの方が相談・支援につながるような御協力をお願いします。

# 生活困窮者自立支援制度の概要

H30年度予算 : 432億円  
 H31年度予算 : 438億円  
 R2年度予算 : 462億円

## 包括的な相談支援

◆ **自立相談支援事業**  
 (全国905福祉事務所設置自治体で  
 1,317機関(平成31年4月時点))

### 〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

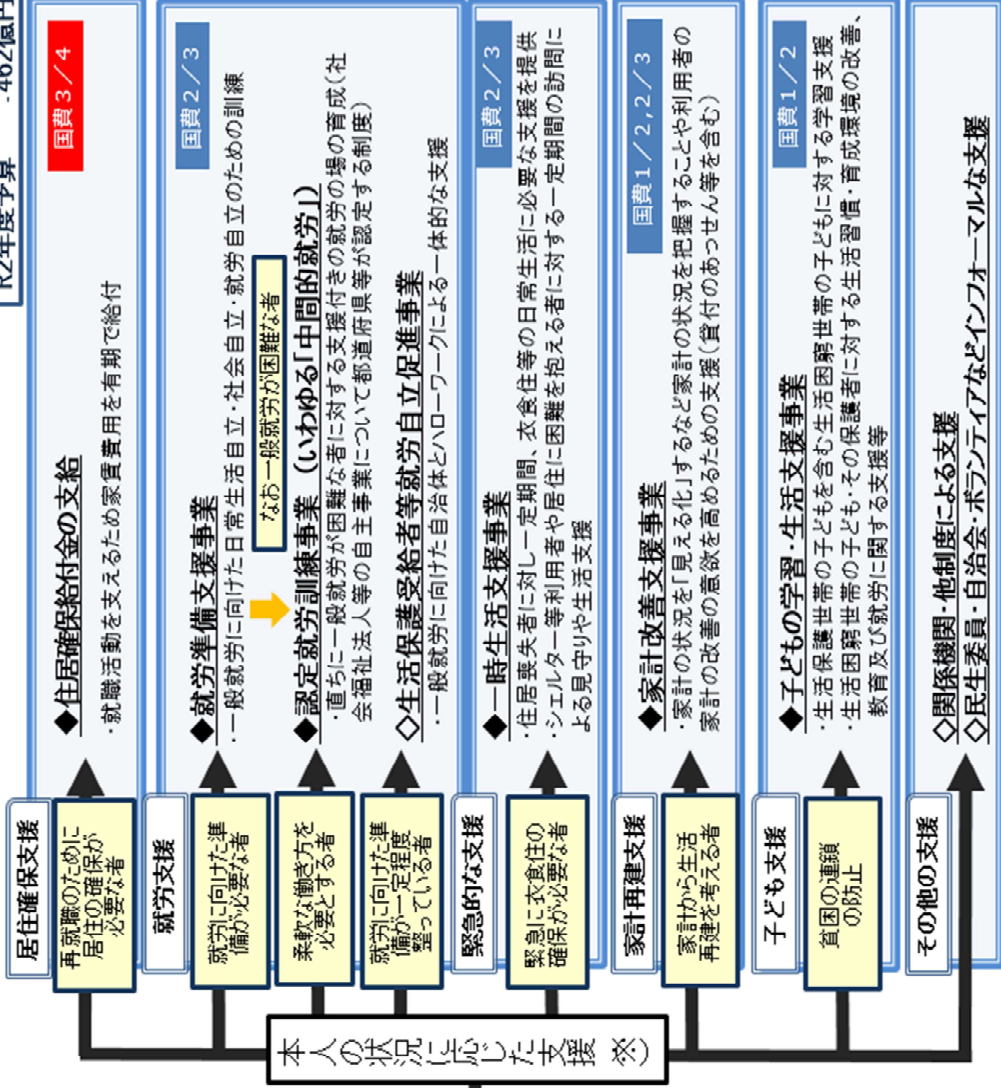
国費 3 / 4

◆ **福祉事務所未設置町村による相談の実施**

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



◆ **都道府県による市町村支援事業**

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2